

## 舞台機構設備保守点検業務委託仕様書

- 1 業務の名称 常総市生涯学習センター舞台吊物装置保守点検業務
- 2 履行場所 茨城県常総市水海道天満町4684  
常総市生涯学習センター  
[電話]0297-22-1111
- 3 委託期間 2020年 4月 1日から2021年 3月31日まで
- 4 対象設備 別紙16. IV-1 「保守点検対象機器一覧表」に記載された装置
- 5 委託目的
  - 1) 舞台機構設備の安全を確保し、機能の維持をはかること。
  - 2) 不時の故障・不具合等が発生した場合に、修理・復旧等の適切な処置が速やかに行えるようにすること。
- 6 委託業務内容
  - 1) 定期点検整備  
各装置の状態に異状がないか点検を行って確認し、装置が常に正常かつ良好に作動するように必要な整備と調整を行うため、別紙16. IV-2 「定期点検整備の内容」に基づき、定期的に点検整備を実施すること。
  - 2) 臨時保守業務  
装置に不時の故障・不具合等が発生した場合に、臨時に点検、調整等を実施して修理復旧にあたること。
- 7 点検回数 定期点検整備(年次点検) 1回  
定期点検整備(6ヶ月点検) 0回
- 8 一般事項
  - 1) 受託者は、委託者と緊密な連絡のもとに、受託者の責任において業務を履行すること。
  - 2) 業務を行う場合、事前に委託者に連絡の上、これを行うものとする。

- 3) 業務遂行中に異常を発見したとき又は保安上危険と判断される事実を発見したときは、直ちに委託者に報告するものとする。
- 4) 業務完了後は、その都度報告書を提出し、委託者の確認検査を受けなくてはならない。
- 5) 定期点検整備に通常必要な工具、機材、雑材消耗品等は受託者が負担するものとする。ただし、仮設足場、仮設材等通常使用しない機材がとくに必要な場合は、委託者と協議するものとする。
- 6) 定期点検整備の際に実施できる軽微な部品交換又は軽微な修理については、受託者は委託者の指示に従い、点検作業に支障のない範囲で実施するものとする。

## 9 特記事項

不時の故障発生の場合、受託者は委託者の連絡により速やかに技術員を派遣し修理復旧に対処すること。その場合の費用については、その都度別途清算するものとする。

ただし、受託者の責に帰すべきものについては、受託者の責任において復旧修理するものとする。

## 10 その他

この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書に関し疑義を生じたときは、両者協議の上、定めるものとする。

## 保守点検対象機器一覧表

## ＜舞台吊物装置＞

装置No.	装置名称	操作	機構方式
1	中割緞帳	—	固定吊
	中割緞帳 開閉装置	電動	ワイヤロープ巻取巻戻し式
2	第1一文字幕	—	固定吊
3	第1袖幕 開閉装置	手動	固定吊カーテンレール式
4	ボーダーライト 昇降装置	手動	カウンターウェイト式
5	第1サスペンションライト 昇降装置	手動	カウンターウェイト式
6	第1吊物 昇降装置	手動	カウンターウェイト式
7	第2一文字幕	—	固定吊
8	中割幕 開閉装置	手動	固定吊カーテンレール式
	(スクリーンカットマスク兼用)		
9	スクリーン 巻取装置	電動	固定吊、スクリーン下巻式
10	第2サスペンションライト 昇降装置	手動	カウンターウェイト式
11	第3一文字幕	—	固定吊
12	第2袖幕 開閉装置	手動	固定吊カーテンレール式
13	Horizontライト 昇降装置	手動	カウンターウェイト式
14	第2吊物 昇降装置	手動	カウンターウェイト式
15	第3吊物 昇降装置	手動	カウンターウェイト式
16	中割大黒幕 開閉装置	手動	固定吊カーテンレール式

※移動観覧席は点検対象外です。

## ＜操作盤・制御盤＞

盤記号	盤名称	面数	備考
C1	吊物装置操作制御盤	1面	照明パネル除く
P2	コントロール室操作パネル	1面	緞帳開閉のみ

## 定期点検整備の内容

## I. 保守点検内容

## [1] 機構部の点検整備

各装置の機能チェックを行い、機構部の点検整備と必要な調整を行う。  
また、各部の目視点検を行って、安全を確認する。

## (1) 作動点検と機能点検

全装置について運転操作を行って、各装置の作動状況を確認する。  
また、機能に問題がないか確認する。

点 検 項 目	年次点検	6ヶ月点検
a. 確実な動作をするか	○	○
b. スムーズな動きをするか	○	○
c. 異音の発生、異常発熱、異臭、異常振動がないか	○	○
d. 不具合箇所がないか、機能に異常がないか	○	○

## (2) 整備と調整

機構各部の整備と必要な調整を行う。

点 検 項 目	年次点検	6ヶ月点検
a. 吊物装置のリミット調整	○	○
b. 吊物装置のレベル調整 (ターンバックル/フックボルト調整)	○	○
c. 吊物装置のレベル調整 (ワイヤ調整)	○	○
d. 引綱ロープの張り具合調整	○	○
e. 巻上機及び駆動機構の整備と清掃	○	○
f. Vベルト・チェーン等の張り具合調整	○	○
g. ブレーキの調整	○	○
h. オイルの補充、グリースの塗布、注油、 オイルの拭取り	○	○
i. 中割式の幕開閉装置の開閉センターの調整	○	○
j. 幕開閉装置の開閉ロープ及び砂袋の調整	○	○
k. 幕の裾レベル調整	○	○
l. 各部取付ボルト・ナット・ねじ類の締付け確認	○	○

(3) 摩耗及び消耗状況の点検

摩耗、摩滅が生ずる部分または消耗する部品等を点検し、異常摩耗等がないか確認し、部品の交換・修繕等の対策が必要かどうか判断する。

点 検 項 目	年次点検	6ヶ月点検
a. 滑車類のロープ溝、車軸の状況 (異常摩耗・ガタつき・異音)	○	○
b. ワイヤロープの状態 (異常摩耗・素線切れ・形崩れ・キンク等)	○	○
c. 固定吊ロープの状態 (異常摩耗・劣化・損傷)	○	○
d. 引綱ロープの状態 (異常摩耗・劣化・損傷)	○	○
e. Vベルトの状態 (異常摩耗・劣化・損傷)	○	○
f. ギヤの状態 (異常摩耗・損傷)	○	○
g. ローラチェーンの状態 (ローラの異常摩耗・損傷・変形)	○	○
h. オイルシール、オイルゲージの状態 (オイル漏れ・損傷)	○	○
i. ガイドシュー、レール、ローラの状態 (異常摩耗・損傷)	○	○
j. 表示ランプの点灯状態 (球切れ・破損)	○	○

(4) その他の安全確認

安全装置の作動テスト等とくに安全確保のため以下のことを確認する。

点 検 項 目	年次点検	6ヶ月点検
a. バトンパイプの状態確認 (曲がり・亀裂・損傷)	○	○
b. ワイヤロープの結束部分の処理状態確認 (ワイヤクリップの緩み)	○	○
c. 分銅棒の状態確認 (変形・曲がり)	○	○
d. 綱止めの機能確認	○	○
e. 滑車類の取付状態確認とワイヤロープの脱落の ないことを確認	○	○
f. ファイナルSW等安全装置の作動・復帰テスト	○	○
g. すのこ上ほか装置周辺環境の安全確認	○	○

[2] 操作制御部の点検

操作盤制御盤関係の盤面及び盤内の電気品を点検し、測定を行う。

点 検 項 目	年次点検	6ヶ月点検
a. 制御機器の目視点検・動作確認	○	○
b. 盤面取付部品類の点検	○	○
c. 運転確認	○	○
d. 配線状態及び端子の締付け確認	○	—
e. 盤内清掃	○	—
f. モーター回路の絶縁抵抗測定	○	—
g. 各装置の正逆負荷電流測定	○	—

II. 結果報告

点検終了後、舞台担当者の確認検査を経て、結果を点検票にてすみやかに報告する。